

佐賀労働局発表
令和5年1月27日（金）

報道関係者 各位

【担当】

佐賀労働局 職業安定部職業対策課
課長 白 武 和 久
地方雇用開発担当官 山 田 直 美
TEL 0952-32-7217 FAX 0952-32-7223

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和4年10月末現在)

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律では、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（公共職業安定所。以下、安定所という。）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、佐賀労働局(局長 重河真弓)では、このほど、令和4年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

【届出状況のポイント】

- ① 外国人労働者を雇用している事業所数は1,038か所。(前年973)
- ② 外国人労働者数は6,054人。(前年5,391)
- ③ 国籍別の外国人労働者数は、ベトナムが最も多く2,239人(前年2,181)で、外国人労働者全体の37.0%。次いでネパール1,214人(前年724)、フィリピン554人(前年484)、中国539人(前年795)の順となっている。(別表1)
- ④ 外国人労働者を雇用する事業所数は佐賀所管内が最も多く、局全体の41.8%を占めている。外国人労働者数では、鳥栖所管内が最も多く局全体の41.0%を占めていて、以下、佐賀所管内、唐津所管内の順に多く、この3所で局全体の82.4%を占めている。(別表2)
- ⑤ 在留資格別では、技能実習が最も多く、全体の35.1%を占めていて、次いで資格外活動が29.2%となっている。(別表1、3)
なお、平成31年4月に創設された特定技能は639人(10.6%)となっている。(別表9)
- ⑥ 産業別にみると、外国人労働者を雇用する事業所、外国人労働者ともに、製造業が最も多く、全体に占める割合はそれぞれ23.7%、47.5%となっている。(別表4)
- ⑦ 事業所規模別では、事業所数では「30人未満の事業所」が最も多く、全体の55.1%であるが、労働者数では「100~499人」が最も多く全体の34.7%を占めている。(別表8)

参考① 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

参考② 人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)リーフレット

I 届出状況の概要

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 令和4年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は1,038か所であり、外国人労働者数は6,054人であった。【別表2】

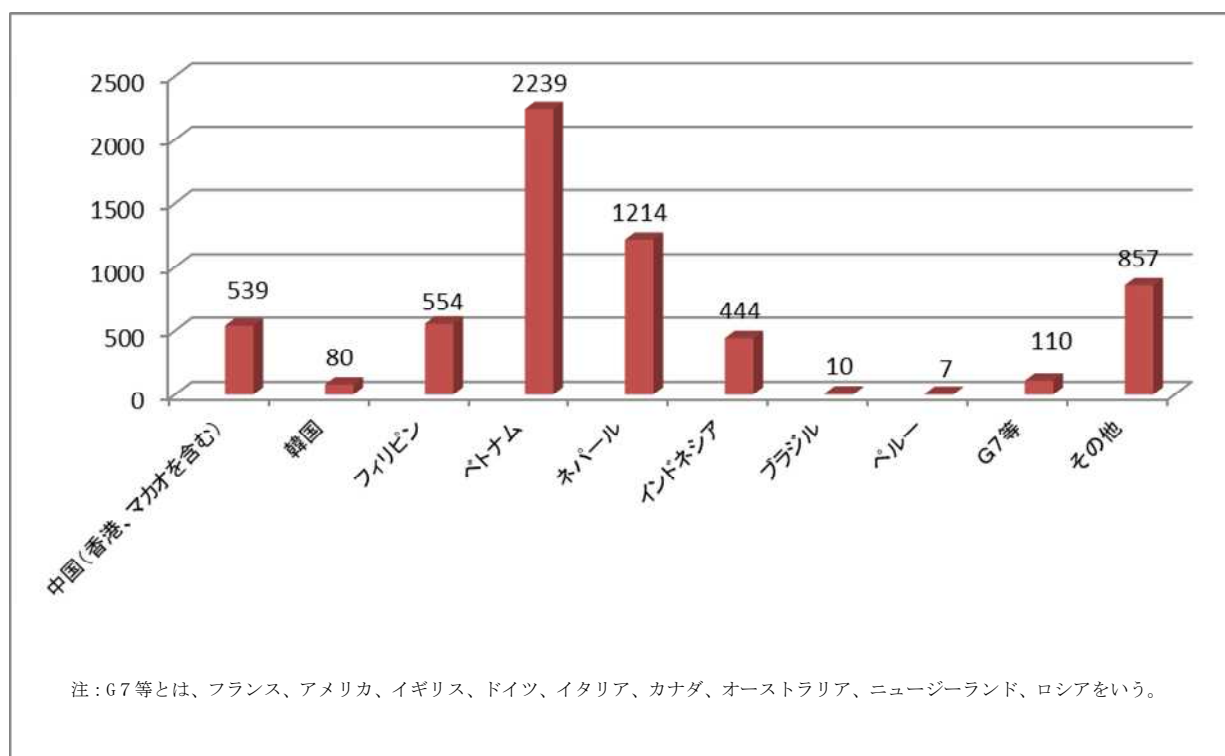
これは、令和3年10月末現在の973か所、5,391人に対し、65か所(6.7%)の増、663人(12.3%)の増となった。

(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は26か所、当該事業所で就労する外国人労働者は411人であり、それぞれ事業所全体の2.5%、外国人労働者全体の6.8%を占めている。【別表2】

2 外国人労働者の属性

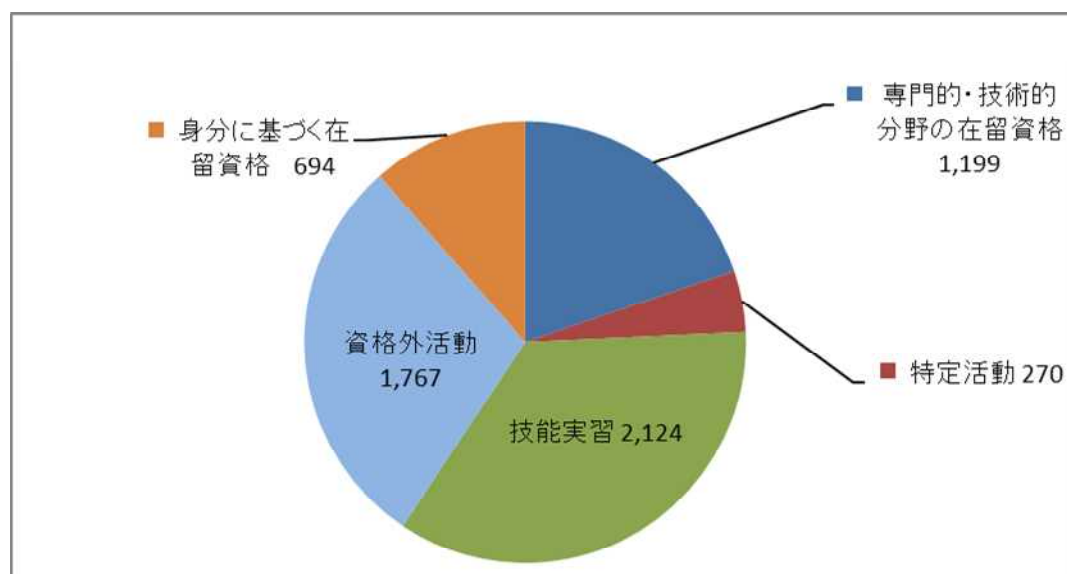
(1) 国籍別にみると、ベトナムが外国人労働者数全体の37.0%を占め、次いで、ネパールが20.1%、フィリピンが9.2%、中国(香港、マカオを含む)が8.9%、となっている。【別表1】

国籍別労働者数 総数(6,054人)



(2) 在留資格別にみると、技能実習生等の「技能実習」が外国人労働者数全体の35.1%を占め、次いで、「資格外活動」が29.2%、「専門的・技術的分野の在留資格」が19.8%、「身分に基づく在留資格」が11.5%となっている。【別表1】

在留資格別労働者数 総数（6,054人）



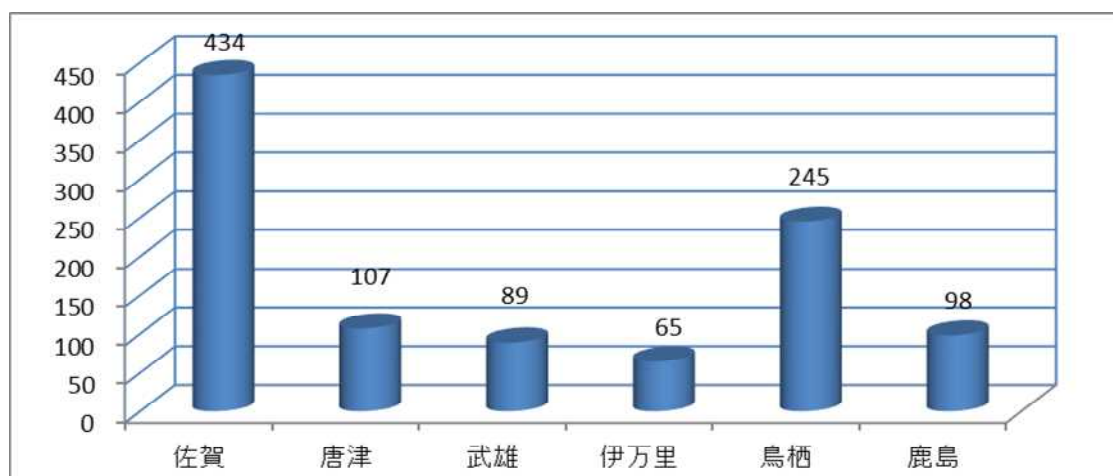
(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムについては、「技能実習」が53.9%、「専門的・技術的分野の在留資格」が24.4%となっている。

ネパールは「資格外活動」が85.1%を占め、フィリピンは「身分に基づく在留資格」が54.9%、「技能実習」が26.9%、中国は「身分に基づく在留資格」が33.4%、「技能実習」が26.5%を占めている。【別表1】

3 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 外国人を雇用している事業所数を安定所別にみると、佐賀所が41.8%を占め、次いで鳥栖所23.6%、唐津所10.3%、鹿島所9.4%、武雄所8.6%、伊万里所6.3%となっている。【別表2】

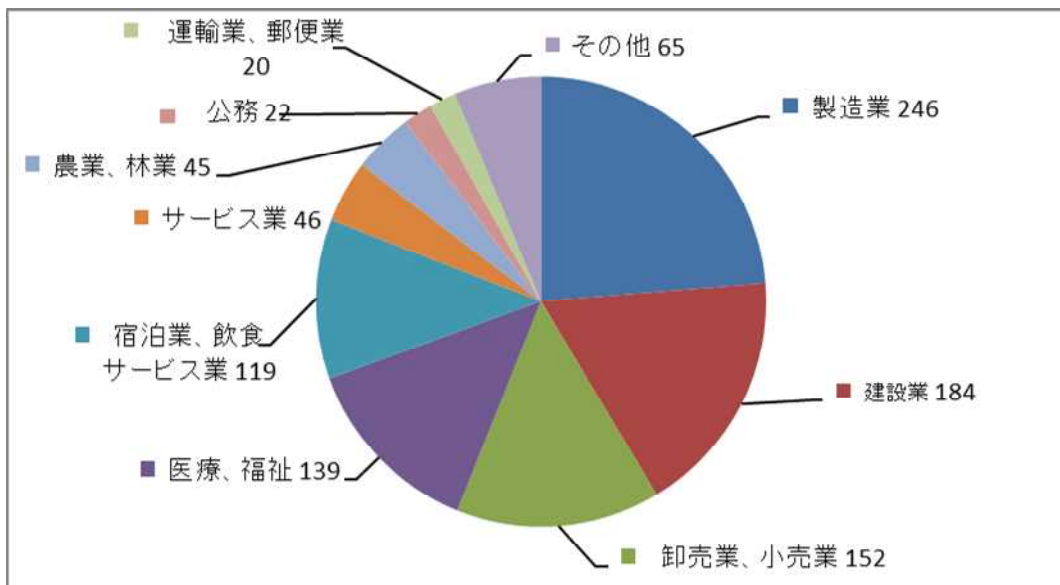
安定所別事業所数 総数（1,038か所）



(2) 外国人を雇用している事業所数を産業別にみると、「製造業」が23.7%を占め、次いで「建設業」が17.7%、「卸売業、小売業」が14.6%となっている。

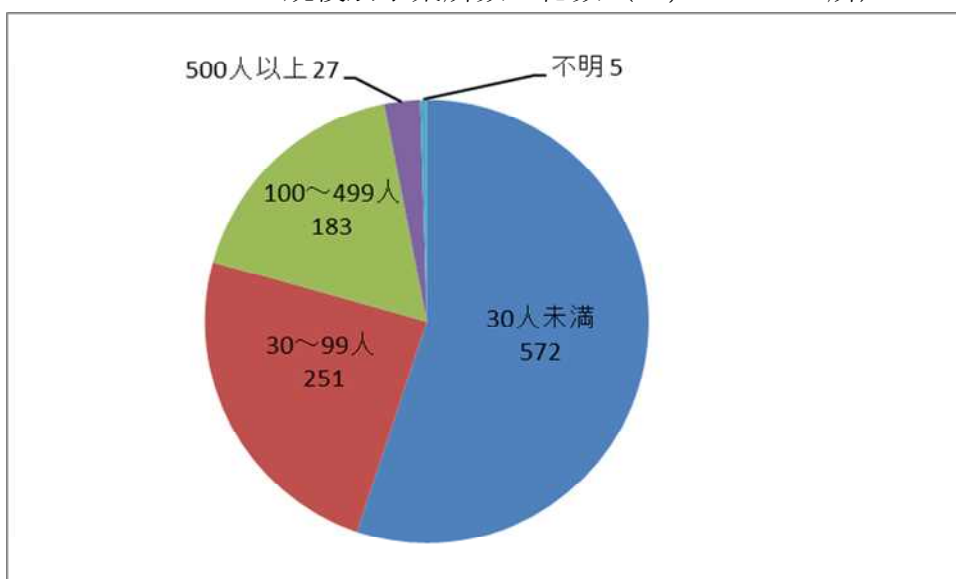
【別表4】

産業別事業所数 総数（1,038か所）



(3) 外国人を雇用している事業所数を規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の55.1%を占め、以下「30～99人」が24.2%、「100～499人」が17.6%となっている。 【別表8】

規模別事業所数 総数（1,038か所）

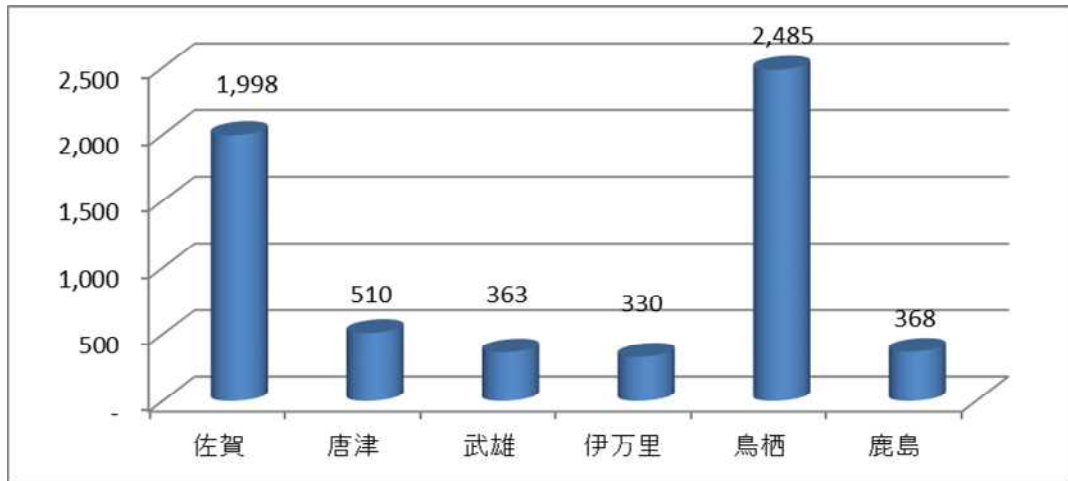


4 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 外国人労働者数を安定所別にみると、鳥栖所の 41.0%、佐賀所の 33.0%と多くなっている。次いで唐津所 8.4%、鹿島所 6.1%、武雄所 6.0%、伊万里所 5.5%となっている。

また、安定所別に、派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の数をみると、鳥栖所 386 人、佐賀所 15 人、伊万里所 6 人、武雄所 3 人、唐津所 1 人となっている。【別表 2】

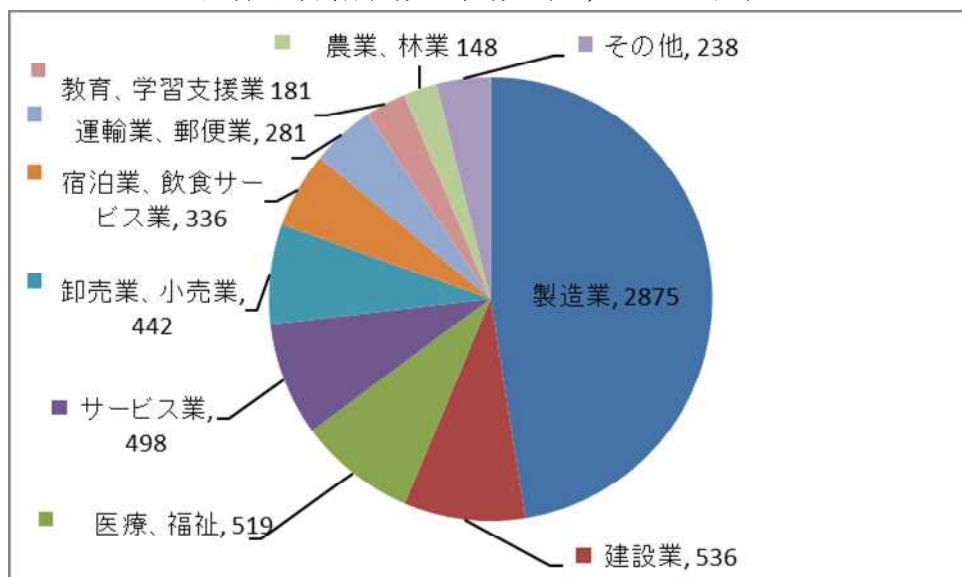
安定所別労働者数 総数（6,054人）



さらに、安定所別・在留資格別にみると、外国人労働者のうち「技能実習」の割合が高いのは伊万里所、唐津所、鹿島所、武雄所となっている。「資格外活動」の割合が高いのは鳥栖所、佐賀所となっている。【別表 3】

(2) 外国人労働者数を産業別にみると、「製造業」が 47.5%を占め、次いで「建設業」が 8.9%、「医療、福祉」が 8.6%、「サービス業」が 8.2%となっている。【別表 4】

産業別労働者数 総数（6,054人）



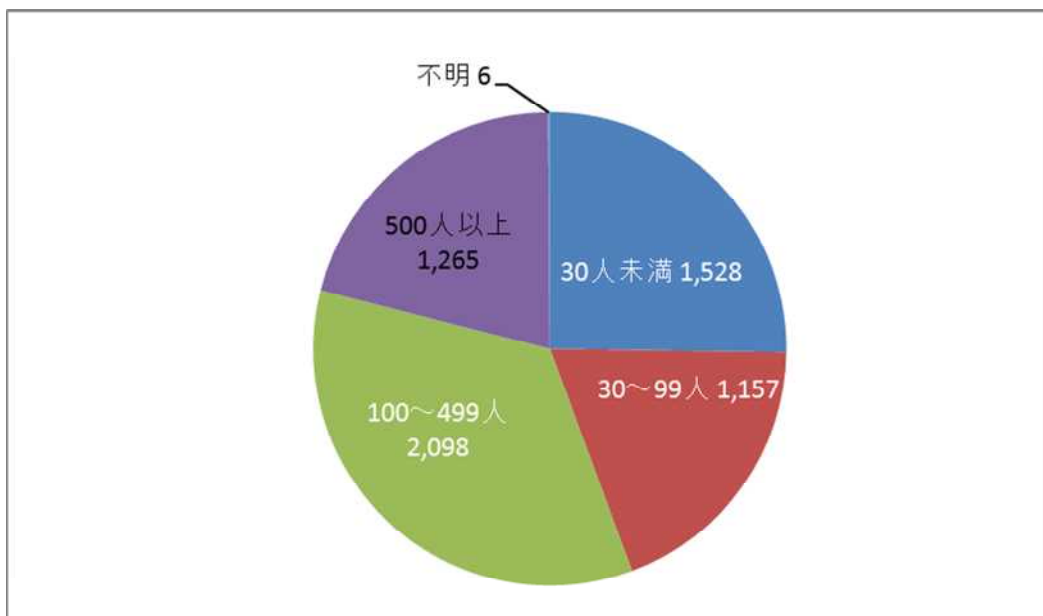
また、安定所別・産業別にみると、全所において製造業の割合が高くなっている。【別表 5】

さらに、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「製造業」45.0%、「医療、福祉」が13.6%となっている。「特定活動」については、「医療、福祉」が34.8%となっている。「技能実習」については、「製造業」が62.0%を占めている。「資格外活動」では、「製造業」が38.4%を占め、「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が35.9%を占めている。【別表 6】

さらに、国籍別・産業別にみると、ベトナム、インドネシア、フィリピン、では、「製造業」が最も高い割合を占めるが、G7等では、「教育、学習支援業」が38.2%と最も高い割合を占めている。【別表 7】

- (3) 事業所規模別にみると、外国人労働者数は「100～499人」が多く34.7%を占めていて、以下「30人未満」が25.2%、「500人以上」が20.9%となっている。【別表 8】

規模別労働者数 総数（6,054人）



「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和4年10月末現在）

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数

[別表2] 公共職業安定所別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[別表3] 公共職業安定所別・在留資格別外国人労働者数

[別表4] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[別表5] 公共職業安定所別・産業別外国人労働者数

[別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数

[別表7] 国籍別・産業別外国人労働者数

[別表8] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

[別表9] 公共職業安定所別・特定産業分野別外国人労働者数

[参考表] 外国人雇用事業所数、労働者数の推移

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（佐賀労働局）

令和4年10月末現在

（単位：人）

	全在留 資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の 在留資格 (注2)		②特定活動 (注3)	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文 知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等	うち定住者	
総計	6,054	1,199 (19.8%)	373 (6.2%)	270 (4.5%)	2,124 (35.1%)	1,767 (29.2%)	1,625 (26.8%)	694 (11.5%)	462 (7.6%)	168 (2.8%)	14 (0.2%)	50 (0.8%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	539 [8.9%]	87 (16.1%)	57 (10.6%)	8 (1.5%)	143 (26.5%)	121 (22.4%)	106 (19.7%)	180 (33.4%)	131 (24.3%)	30 (5.6%)	9 (1.7%)	10 (1.9%)	0 (0.0%)
韓国	80 [1.3%]	27 (33.8%)	21 (26.3%)	2 (2.5%)	0 (0.0%)	8 (10.0%)	4 (5.0%)	43 (53.8%)	32 (40.0%)	11 (13.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
フィリピン	554 [9.2%]	75 (13.5%)	0 (0.0%)	19 (3.4%)	149 (26.9%)	7 (1.3%)	6 (1.1%)	304 (54.9%)	210 (37.9%)	60 (10.8%)	2 (0.4%)	32 (5.8%)	0 (0.0%)
ベトナム	2,239 [37.0%]	546 (24.4%)	80 (3.6%)	118 (5.3%)	1,206 (53.9%)	341 (15.2%)	328 (14.6%)	28 (1.3%)	6 (0.3%)	20 (0.9%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)
ネパール	1,214 [20.1%]	145 (11.9%)	115 (9.5%)	23 (1.9%)	3 (0.2%)	1,033 (85.1%)	940 (77.4%)	10 (0.8%)	2 (0.2%)	7 (0.6%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インドネシア	444 [7.3%]	50 (11.3%)	10 (2.3%)	17 (3.8%)	332 (74.8%)	34 (7.7%)	30 (6.8%)	11 (2.5%)	7 (1.6%)	4 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ブラジル	10 [0.2%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	9 (90.0%)	5 (50.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)
ペルー	7 [0.1%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
G7等 (注4)	110 [1.8%]	59 (53.6%)	13 (11.8%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	1 (0.9%)	49 (44.5%)	36 (32.7%)	11 (10.0%)	1 (0.9%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	50 [0.8%]	27 (54.0%)	5 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (46.0%)	16 (32.0%)	5 (10.0%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)
うちイギリス	19 [0.3%]	11 (57.9%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (42.1%)	6 (31.6%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	857 [14.2%]	210 (24.5%)	77 (9.0%)	82 (9.6%)	291 (34.0%)	221 (25.8%)	209 (24.4%)	53 (6.2%)	26 (3.0%)	23 (2.7%)	1 (0.1%)	3 (0.4%)	0 (0.0%)

注1：[]内は、外国人労働者総数に対する当該国籍の者の比率。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。なお、比率の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表2]公共職業安定所別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数(佐賀労働局)

令和4年10月末現在

(単位:所、人)

	事業所数			構成比 (注3)	外国人労働者数			構成比 (注3)
		うち派遣・ 請負事業所	[比率](注1)			うち派遣・ 請負事業所	[比率](注2)	
総計	1,038	26	[2.5%]	100.0%	6,054	411	[6.8%]	100.0%
1 佐賀公共職業安定所	434	7	[1.6%]	41.8%	1,998	15	[0.8%]	33.0%
2 唐津公共職業安定所	107	1	[0.9%]	10.3%	510	1	[0.2%]	8.4%
3 武雄公共職業安定所	89	1	[1.1%]	8.6%	363	3	[0.8%]	6.0%
4 伊万里公共職業安定所	65	2	[3.1%]	6.3%	330	6	[1.8%]	5.5%
5 鳥栖公共職業安定所	245	15	[6.1%]	23.6%	2,485	386	[15.5%]	41.0%
6 鹿島公共職業安定所	98	0	[0.0%]	9.4%	368	0	[0.0%]	6.1%

注1:「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該各地域の外国人雇用事業所数に対する比率を示す。

注2:「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該各地域の外国人労働者数に対する比率を示す。

なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3:「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(総計)に対する、各地域の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。なお、各地域の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表3] 公共職業安定所別・在留資格別外国人労働者数(佐賀労働局)

令和4年10月末現在

(単位:人)

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格(注2)			②特定活動(注3)		③技能実習		④資格外活動			⑤身分に基づく在留資格					⑥不明	
		計	構成比(注1)	うち技術・人文知識・国際業務	構成比(注1)	構成比(注1)	計	構成比(注1)	うち留学	計	構成比(注1)	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者			
総数	6,054	1,199	(19.8%)	373	270	(4.5%)	2,124	(35.1%)	1,767	(29.2%)	1,625	694	(11.5%)	462	168	14	50	0
1 佐賀公共職業安定所	1,998	433	(21.7%)	139	65	(3.3%)	712	(35.6%)	526	(26.3%)	492	262	(13.1%)	187	53	8	14	0
2 唐津公共職業安定所	510	124	(24.3%)	35	22	(4.3%)	297	(58.2%)	13	(2.5%)	4	54	(10.6%)	33	15	1	5	0
3 武雄公共職業安定所	363	96	(26.4%)	26	15	(4.1%)	181	(49.9%)	21	(5.8%)	17	50	(13.8%)	32	14	0	4	0
4 伊万里公共職業安定所	330	69	(20.9%)	16	25	(7.6%)	204	(61.8%)	6	(1.8%)	4	26	(7.9%)	18	7	1	0	0
5 鳥栖公共職業安定所	2,485	376	(15.1%)	106	116	(4.7%)	530	(21.3%)	1,181	(47.5%)	1,094	282	(11.3%)	181	71	4	26	0
6 鹿島公共職業安定所	368	101	(27.4%)	51	27	(7.3%)	200	(54.3%)	20	(5.4%)	14	20	(5.4%)	11	8	0	1	0

注1: ()内は、地域別の外国人労働者総数(全在留資格計)に対する在留資格別の外国人労働者の比率を示す。

注2: 「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

注3: 在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表4]産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数(佐賀労働局)

令和4年10月末現在

(単位:所、人)

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)
	うち派遣・ 請負事業所	[比率](注2)			うち派遣・ 請負事業所	[比率](注3)		
全産業計(注1)	1,038	26	[2.5%]	100.0%	6,054	411	[6.8%]	100.0%
A 農業、林業	45	1	[2.2%]	4.3%	148	1	[0.7%]	2.4%
うち 農業	44	0	[0.0%]	4.2%	147	0	[0.0%]	2.4%
B 漁業	0	0	[0.0]	0.0%	0	0	[0.0]	0.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	[0.0]	0.0%	0	0	[0.0]	0.0%
D 建設業	184	1	[0.5%]	17.7%	536	2	[0.4%]	8.9%
E 製造業	246	2	[0.8%]	23.7%	2,875	6	[0.2%]	47.5%
うち 食料品製造業	70	0	[0.0%]	6.7%	1,820	0	[0.0%]	30.1%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	5	0	[0.0%]	0.5%	13	0	[0.0%]	0.2%
うち 繊維工業	32	0	[0.0%]	3.1%	276	0	[0.0%]	4.6%
うち 金属製品製造業	18	0	[0.0%]	1.7%	86	0	[0.0%]	1.4%
うち 生産用機械器具製造業	15	0	[0.0%]	1.4%	60	0	[0.0%]	1.0%
うち 電気機械器具製造業	15	0	[0.0%]	1.4%	70	0	[0.0%]	1.2%
うち 輸送用機械器具製造業	19	0	[0.0%]	1.8%	193	0	[0.0%]	3.2%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	[0.0%]	0.1%	11	0	[0.0%]	0.2%
G 情報通信業	7	0	[0.0%]	0.7%	19	0	[0.0%]	0.3%
H 運輸業、郵便業	20	4	[20.0%]	1.9%	281	72	[25.6%]	4.6%
I 卸売業、小売業	152	1	[0.7%]	14.6%	442	1	[0.2%]	7.3%
J 金融業、保険業	2	0	[0.0%]	0.2%	3	0	[0.0%]	0.0%
K 不動産業、物品賃貸業	5	0	[0.0%]	0.5%	40	0	[0.0%]	0.7%
L 学術研究、専門・技術サービス業	4	0	[0.0%]	0.4%	21	0	[0.0%]	0.3%
M 宿泊業、飲食サービス業	119	1	[0.8%]	11.5%	336	4	[1.2%]	5.6%
うち 宿泊業	34	0	[0.0%]	3.3%	76	0	[0.0%]	1.3%
うち 飲食店	83	1	[1.2%]	8.0%	258	4	[1.6%]	4.3%
N 生活関連サービス業、娯楽業	25	1	[4.0%]	2.4%	64	2	[3.1%]	1.1%
O 教育、学習支援業	16	0	[0.0%]	1.5%	181	0	[0.0%]	3.0%
P 医療、福祉	139	1	[0.7%]	13.4%	519	1	[0.2%]	8.6%
うち 医療業	37	1	[2.7%]	3.6%	183	1	[0.5%]	3.0%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	100	0	[0.0%]	9.6%	330	0	[0.0%]	5.5%
Q 複合サービス事業	5	0	[0.0%]	0.5%	16	0	[0.0%]	0.3%
R サービス業(他に分類されないもの)	46	14	[30.4%]	4.4%	498	322	[64.7%]	8.2%
うち 自動車整備業	6	0	[0.0%]	0.6%	17	0	[0.0%]	0.3%
うち 職業紹介・労働者派遣業	13	10	[76.9%]	1.3%	160	155	[96.9%]	2.6%
うち その他の事業サービス業	15	3	[20.0%]	1.4%	158	27	[17.1%]	2.6%
S 公務(他に分類されるものを除く)	22	0	[0.0%]	2.1%	64	0	[0.0%]	1.1%
T 分類不能の産業	0	0	[0.0]	0.0%	0	0	[0.0]	0.0%

注1: 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

注2: 「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3: 「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4: 「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(全産業計)に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。なお、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表5]公共職業安定所別・産業別外国人労働者数(佐賀労働局)

令和4年10月末現在

(単位:人)

	全産業計 (注1)	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業(他に分類されないもの)	
			構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)
総数	6,054	536	8.9%	2,875	47.5%	19	0.3%	442	7.3%	336	5.6%	181	3.0%	519	8.6%	498	8.2%
1 佐賀公共職業安定所	1,998	252	12.6%	771	38.6%	6	0.3%	247	12.4%	111	5.6%	175	8.8%	203	10.2%	39	2.0%
2 唐津公共職業安定所	510	46	9.0%	309	60.6%	0	0.0%	36	7.1%	14	2.7%	1	0.2%	30	5.9%	11	2.2%
3 武雄公共職業安定所	363	29	8.0%	201	55.4%	0	0.0%	34	9.4%	10	2.8%	1	0.3%	61	16.8%	7	1.9%
4 伊万里公共職業安定所	330	48	14.5%	199	60.3%	3	0.9%	6	1.8%	8	2.4%	0	0.0%	53	16.1%	0	0.0%
5 鳥栖公共職業安定所	2,485	106	4.3%	1,254	50.5%	0	0.0%	105	4.2%	154	6.2%	4	0.2%	109	4.4%	441	17.7%
6 鹿島公共職業安定所	368	55	14.9%	141	38.3%	10	2.7%	14	3.8%	39	10.6%	0	0.0%	63	17.1%	0	0.0%

注1:産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

注2:「構成比」欄は、地域別の外国人労働者総数(全産業計)に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。

[別表6]在留資格別・産業別外国人労働者数(佐賀労働局)

令和4年10月末現在

(単位:人)

	全産業計 (注1)	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業(他に分類されないもの)	
			構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)
総数	6,054	536	8.9%	2,875	47.5%	19	0.3%	442	7.3%	336	5.6%	181	3.0%	519	8.6%	498	8.2%
①専門的・技術的分野の 在留資格(注3)	1,199	84	7.0%	539	45.0%	14	1.2%	76	6.3%	100	8.3%	41	3.4%	163	13.6%	45	3.8%
うち技術・人文知識・国際業務	373	35	9.4%	128	34.3%	14	3.8%	57	15.3%	64	17.2%	10	2.7%	7	1.9%	23	6.2%
②特定活動(注4)	270	24	8.9%	91	33.7%	1	0.4%	8	3.0%	4	1.5%	0	0.0%	94	34.8%	41	15.2%
③技能実習	2,124	411	19.4%	1,317	62.0%	0	0.0%	79	3.7%	14	0.7%	0	0.0%	54	2.5%	85	4.0%
④資格外活動	1,767	0	0.0%	679	38.4%	1	0.1%	193	10.9%	148	8.4%	92	5.2%	127	7.2%	253	14.3%
うち留学	1,625	0	0.0%	616	37.9%	1	0.1%	170	10.5%	133	8.2%	90	5.5%	122	7.5%	234	14.4%
⑤身分に基づく在留資格	694	17	2.4%	249	35.9%	3	0.4%	86	12.4%	70	10.1%	48	6.9%	81	11.7%	74	10.7%
うち永住者	462	8	1.7%	161	34.8%	2	0.4%	55	11.9%	44	9.5%	41	8.9%	61	13.2%	44	9.5%
うち日本人の配偶者等	168	4	2.4%	64	38.1%	1	0.6%	25	14.9%	18	10.7%	6	3.6%	14	8.3%	20	11.9%
うち永住者の配偶者等	14	0	0.0%	4	28.6%	0	0.0%	2	14.3%	3	21.4%	1	7.1%	2	14.3%	0	0.0%
うち定住者	50	5	10.0%	20	40.0%	0	0.0%	4	8.0%	5	10.0%	0	0.0%	4	8.0%	10	20.0%
⑥不明	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

注1: 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

注2: 「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数(全産業計)に対する各産業別外国人労働者数の比率を示す。

注3: 「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

注4: 在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表7]国籍別・産業別外国人労働者数(佐賀労働局)

令和4年10月末現在

(単位:人)

	全産業計(注1)			うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業(他に分類されないもの)	
	うち派遣・請負事業所(注2)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)	構成比(注3)		
総数	6,054	411	6.8%	536	8.9%	2,875	47.5%	19	0.3%	442	7.3%	336	5.6%	181	3.0%	519	8.6%	498	8.2%
中国 (香港、マカオを含む)	539	7	1.3%	12	2.2%	232	43.0%	3	0.6%	81	15.0%	65	12.1%	48	8.9%	17	3.2%	27	5.0%
韓国	80	3	3.8%	3	3.8%	13	16.3%	1	1.3%	13	16.3%	13	16.3%	13	16.3%	6	7.5%	8	10.0%
フィリピン	554	21	3.8%	39	7.0%	240	43.3%	0	0.0%	38	6.9%	24	4.3%	2	0.4%	102	18.4%	36	6.5%
ベトナム	2,239	168	7.5%	268	12.0%	1,369	61.1%	2	0.1%	99	4.4%	68	3.0%	6	0.3%	69	3.1%	251	11.2%
ネパール	1,214	198	16.3%	4	0.3%	546	45.0%	0	0.0%	126	10.4%	115	9.5%	4	0.3%	59	4.9%	131	10.8%
インドネシア	444	2	0.5%	117	26.4%	232	52.3%	1	0.2%	13	2.9%	3	0.7%	11	2.5%	40	9.0%	9	2.0%
ブラジル	10	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	30.0%	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	5	50.0%
ペルー	7	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	2	28.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	57.1%
G7等(注4)	110	1	0.9%	3	2.7%	10	9.1%	0	0.0%	1	0.9%	2	1.8%	42	38.2%	3	2.7%	1	0.9%
うちアメリカ	50	0	0.0%	1	2.0%	4	8.0%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	19	38.0%	2	4.0%	0	0.0%
うちイギリス	19	0	0.0%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	52.6%	0	0.0%	0	0.0%
その他	857	11	1.3%	89	10.4%	232	27.1%	12	1.4%	66	7.7%	46	5.4%	54	6.3%	223	26.0%	26	3.0%

注1: 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

注2: 「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3: 「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数(全産業計)に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。

注4: G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表8]事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数(佐賀労働局)

令和4年10月末現在

(単位:所、人)

	事業所数	構成比 (注4)		外国人労働者数	構成比 (注4)		一事業所あたりの 外国人労働者数	うち派遣・請負事 業所(注3)			
		うち派遣・ 請負事業所 [比率] (注1)			うち派遣・ 請負事業所 [比率] (注2)						
全事業所規模計	1,038	26	[2.5%]	100.0%	6,054	411	[6.8%]	100.0%	5.8	15.8	
事業所労働者数	30人未満	572	9	[1.6%]	55.1%	1,528	20	[1.3%]	25.2%	2.7	2.2
	30～99人	251	9	[3.6%]	24.2%	1,157	107	[9.2%]	19.1%	4.6	11.9
	100～499人	183	7	[3.8%]	17.6%	2,098	282	[13.4%]	34.7%	11.5	40.3
	500人以上	27	1	[3.7%]	2.6%	1,265	2	[0.2%]	20.9%	46.9	2.0
	不明	5	0	[0.0%]	0.5%	6	0	[0.0%]	0.1%	1.2	0.0

注1: 「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2: 「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3: 「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4: 「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(全事業所規模計)に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

[別表9] 公共職業安定所別・特定産業分野別外国人労働者数(在留資格「特定技能」に限る)(佐賀労働局)

令和4年10月末現在

(単位:人)

	特定技能計	特定産業分野(注1)											
		介護	ビルクリーニング	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(注2)	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業
総数	639	131	1	43	50	16	4	0	0	56	0	332	6
1 佐賀公共職業安定所	206	48	0	21	32	0	0	0	0	11	0	91	3
2 唐津公共職業安定所	79	14	1	0	3	0	0	0	0	30	0	31	0
3 武雄公共職業安定所	58	15	0	0	3	0	1	0	0	3	0	36	0
4 伊万里公共職業安定所	38	18	0	3	2	14	0	0	0	1	0	0	0
5 鳥栖公共職業安定所	231	23	0	19	8	0	3	0	0	1	0	174	3
6 鹿島公共職業安定所	27	13	0	0	2	2	0	0	0	10	0	0	0

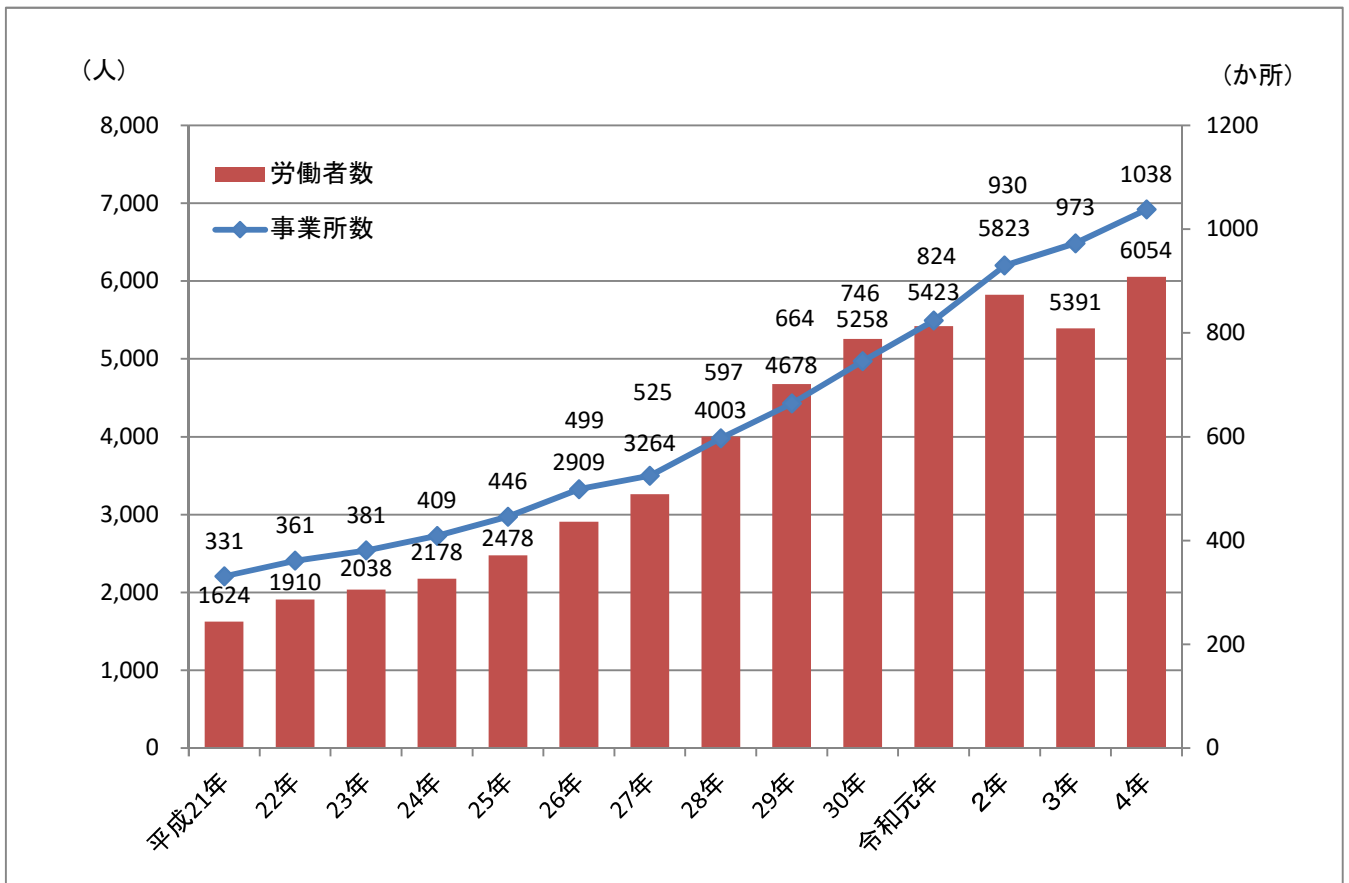
注1: 特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令(平成31年法務省令第6号)において定められた12分野をいう。

注2: 令和4年5月25日より、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野の製造3分野が統合され、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野となっている。

(参考表) 外国人雇用事業所数、労働者数の推移

	事業所数	労働者数
平成21年	331	1,624
平成22年	361	1,910
平成23年	381	2,038
平成24年	409	2,178
平成25年	446	2,478
平成26年	499	2,909
平成27年	525	3,264
平成28年	597	4,003
平成29年	664	4,678
平成30年	746	5,258
令和元年	824	5,423
令和2年	930	5,823
令和3年	973	5,391
令和4年	1,038	6,054

外国人雇用事業所数、労働者数の推移



外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

外国人雇用管理指針とは

外国人を雇用する事業主が遵守すべき法令や、
努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだもの(平成19年策定)

○ 事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第7条)。

※ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要との方針が示されたこと等により平成31年4月、令和3年6月に見直された。

公共職業安定所(ハローワーク)が外国人を雇用する事業所を訪問する際は、この指針に基づき、必要な助言・指導を行っている。

指針の主な内容

項目	主な内容
①外国人労働者の募集および採用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・募集にあたり従事すべき業務内容、賃金、労働時間、労働・社会保険の適用に関する事項等について明示する ・求人の申込みにあたり国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしない ・在留資格上、従事することが認められる者であることを確認する ・公平な採用選考に努める
②適正な労働条件の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍を理由として賃金、労働時間等について差別的取扱いをしてはならない ・主要な労働条件について外国人労働者が理解できるようその内容を明らかにした書面等の交付を行う ・適正な労働時間の管理を行うほか、外国人労働者の旅券、在留カード等を保管しないようにする
③安全衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者が理解できる方法で安全衛生教育を行う ・労働災害防止のため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努める ・健康診断等を行う
④労働・社会保険の適用等	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとる ・離職時や、健康保険・厚生年金保険の適用事業所以外の事業所において、国民健康保険・国民年金への加入等の支援を行うよう努める
⑤適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等	<ul style="list-style-type: none"> ・人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保など、多様な人材が適切な待遇の下で能力発揮しやすい環境整備に努める ・地域で安心して生活を営むために必要な支援を行うように努める ・教育訓練の実施、苦情・相談体制の整備、母国語での導入研修の実施等に努める
⑥解雇等の予防および再就職の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うように努める

外国人労働者の職場定着のために助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 外国人労働者就労環境整備助成コースのご案内

趣旨

外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などの知識の不足や、言語の違いなどから労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した**就労環境の整備**を行い、**外国人労働者の職場定着**に取り組む事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

在留資格にかかわらず、雇用保険の被保険者となる外国人労働者を雇用している事業主が対象となります！

支給額

生産性要件（※）を満たした場合	生産性要件（※）を満たしていない場合
支給対象経費の 2 / 3 (上限額72万円)	支給対象経費の 1 / 2 (上限額57万円)

※ 生産性要件については、厚生労働省HPをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

対象となる経費

以下の経費を「支給対象経費」とします。

- ① 通訳費
- ② 翻訳機器導入費 (上限10万円)
- ③ 翻訳料
- ④ 弁護士、社会保険労務士等への委託料
(外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る)
- ⑤ 社内標識類の設置・改修費 (多言語の標識類に限る)

具体的な取組 (就労環境整備措置)

必須メニューAとBに加え、**選択メニューの①～③いずれか**を実施する必要があります。

必須メニュー

A 雇用労務責任者の選任	雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、全ての外国人労働者と3か月ごとに1回以上の面談（テレビ電話による面談を含む）を行う。
B 就業規則等の社内規程の多言語化	就業規則等の社内規程の全てを多言語化し、計画期間中に、雇用する全ての外国人労働者に周知する。

選択メニュー

① 苦情・相談体制の整備	全ての外国人労働者の苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により苦情・相談に応じる。
② 一時帰国のための休暇制度の整備	全ての外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇を取得させる。
③ 社内マニュアル・標識類等の多言語化	社内マニュアルや標識類等を多言語化し、計画期間中に、それを使用する全ての外国人労働者に周知する。

主な支給要件

- ▶ 次の「外国人労働者離職率」と「日本人労働者離職率」に係る目標を達成する必要があります。

外国人労働者の離職率	計画期間の終了から1年経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が10%以下であること。ただし、外国人労働者数が2人以上10人以下の場合、1年経過後の外国人労働者離職者数が1人以下であること。
日本人労働者の離職率	計画前1年間と比べて、計画期間の終了から1年経過するまでの期間の日本人労働者の離職率が上昇していないこと。

- ▶ 外国人雇用状況届出（労働施策総合推進法）を適正に届け出ている必要があります。

支給までの流れ

1. 就労環境整備計画を作成・提出 【計画期間：3か月以上1年以内】

提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局（※）へ提出してください。

2. 就労環境整備措置の導入

「具体的な取組（就労環境整備措置）」の選択メニュー①、②は、労働協約または就業規則に明文化することが必要です。

3. 就労環境整備措置の実施

2で導入した就労環境整備措置を計画どおりに実施してください。

（計画期間終了から1年）

4. 支給申請

算定期間（計画期間終了後1年）が終了して2か月以内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局（※）へ提出してください。

5. 助成金の支給

- ※ 計画や支給申請書類の提出は決められた期限内に都道府県労働局等へ提出する必要があります。なお、郵送の場合、計画や申請書類は決められた期限までに到達している必要がありますので、余裕を持ってご提出ください。

お問い合わせ先

都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）

助成金の活用にあたり、このリーフレットに記載していない支給要件や取扱いがあります。

ご不明な点や詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局職業安定部職業対策課（助成金センター）までお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

人材確保等支援助成金 外国人労働者

検索

- ※ 詳細はポータルサイトの検索窓口で検索するか、QRコードからアクセスください。

